

臨時福祉給付金のお知らせ

「臨時福祉給付金」は、消費税率の引上げに伴い、所得の低い方への負担の影響を考え、暫定的・臨時的な措置として、支給される給付金です。

◆支給対象者

平成27年度分の住民税(均等割)が課税されない方
 ※ご自身を扶養している方が課税されている場合や、生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象外

◆支給額

1人につき6千円

◆申請期限

2月1日(月)
 ※当日消印有効

◆申請方法

対象となる方は、平成27年1月1日時点で住民票のある市区町村に申請が必要です。支給対象と思われる方への申請案内を8月下旬に送付しています。申請書を同封していただきますので、申請期間内に役場担当窓口へ提出してください(郵送可)。

◆給付方法

申請書受付後、審査のうえ、支給対象の指定口座へ随時振り込みます。

○お問い合わせ

佐賀支所 地域住民課

総合窓口第2係

☎ 55-3112 (直通)

第10回特別弔慰金の請求を受け付けています

戦後70周年に当たり改めて弔慰の意を表するため、戦没者などのご遺族に第10回特別弔慰金を支給します。

◆支給対象者

平成27年4月1日において、「恩給法による公務扶助料」、「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方(戦没者などの妻や父母など)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族1人に支給します。
 ※戦没者などの死亡当時のご遺族で次に該当する方

【1】

平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

【2】

戦没者などの子

【3】

戦没者などの

- ① 父母
- ② 孫

③ 祖父母

④ 兄弟姉妹

※戦没者などの死亡当時、生計関係に有していることなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

【4】前記【1】から【3】以外の戦没者などの三親等内の親族(甥・姪など)

※戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

◆支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

◆請求期限

平成30年4月2日

◆請求窓口

- 本庁 健康福祉課 福祉係
- 佐賀支所 地域住民課 総合窓口 第2係

○お問い合わせ

健康福祉課 福祉係

☎ 43-2116 (課直通)

広域がん検診について

高知県では、平成27年度のがん検診未受診者を対象に、居住市町村に関係なく受診できるがん検診広域実施事業を実施します。

黒潮町の近隣では、幡多健診センター(宿毛市)と四万十町役場(四万十町)で受診できます。

◆日時

- 幡多健診センター
1月30日(土)・2月20日(土)
- 四万十町役場・東庁舎
2月16日(火)

対象者の年齢は、平成27年度の基準となっていますので、対象外の方は受診できません。

いずれの日程も先着順です。ご希望の方は高知県総合保健協会(☎088-831-4351)にお申し込みください。

○お問い合わせ

健康福祉課 保健衛生係

☎ 43-2836 (直通)

地域住民課 保健センター

☎ 55-7373 (直通)